

巨理町地域防災計画(素案) 主な修正のポイント

平成25年9月

巨理町

1. 主な修正項目

国の防災基本計画、宮城県地域防災計画との整合を図りつつ、町意見交換会での意見や各課意見を反映し、亘理町地域防災計画の修正を実施した。

主な見直し項目は以下のとおり。

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 地域防災力の向上 | 8. 災害時の応急復旧体制の整備 |
| 2. 減災に向けた対策の推進 | 9. 広域災害への対応の確立 |
| 3. 庁内体制の強化 | 10. 災害時要援護者への対応 |
| 4. 避難場所、避難所の指定 | 11. 迅速かつ適切な災害廃棄物処理 |
| 5. 避難所の運営 | 12. 複合災害の考慮 |
| 6. 給水対策 | 13. 円滑な復旧・復興 |
| 7. 炊き出し | 14. 「特別警報」の反映 |

1. 地域防災力の向上

- 自助・共助・公助の役割の明確化
- 協働による地域を守る社会の構築

- ・自らの身の安全は自ら守る(自助)
 - ・自分たちのまちは自分たちで守る(共助)
 - ・町や国・県・防災関係機関等が町民等を災害から守る(公助)
- の区分・役割を明確にした。

■ 該当箇所

- ・地震対策編 第1章 第2節 各機関の役割と業務大綱 (P1-5~1-6)
- ・地震対策編 第2章 第9節 防災知識の普及 (P2-24~2-30)
- ・地震対策編 第2章 第10節 防災訓練の実施 (P2-32)
- ・地震対策編 第2章 第11節 自主防災組織の育成 (P2-38)

2. 減災に向けた対策の推進

- ハード対策によって地震・津波による被害をできるだけ軽減する。
- それを超える地震・津波に対し、ソフト対策により、人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる。

■ 該当箇所

- ・津波対策編 第2章 第1節 津波に強いまちの形成 (P2-1)
→避難場所、避難路の整備について記載
- ・津波対策編 第2章 第21節 避難対策 (P2-59)
→津波避難計画の策定及び周知徹底等について記載
- ・地震対策編 第2章 第1節 地震に強いまちの形成 (P2-2)
→地震に強いまちづくりについて記載

3. 庁内体制の強化

- 津波警報・注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制, 防災体制等の充実・強化
- 具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上

■該当箇所

- ・津波対策編 第2章 第13節 津波監視体制、伝達体制の整備 (P2-36)
→多様な伝達手段の確保他について記載
- ・地震対策編 第2章 第15節 職員の配備体制 (P2-56)
→人材確保対策、マニュアルの作成他について記載
- ・地震対策編 第2章 第16節 防災拠点の整備 (P2-58)
→代替施設、非常用発電機の燃料確保等について記載
- 津波対策編 第3章 第12節 避難活動 (P3-35)
→避難指示、注意喚起について明示
- 津波対策編 第2章 第21節 避難対策 (P2-56)
→避難路の整備、津波避難の迅速化について記載

4. 避難場所、避難所の指定

○現在指定されている避難場所、避難所について、平屋建て、あるいは低地にある施設については、水害時の避難に十分注意するとともに、各避難所の災害への適性についてあらかじめ住民へ周知する。

■該当箇所

- ・地震対策編 P2-78、P2-85
- ・津波対策編 P2-56、P2-60
- ・風水害対策編 P2-63、P2-70

→避難場所、避難所については、対象となる災害毎に区分し、各編に記載

5. 避難所の運営

○災害後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなるため、住民主体で避難所を運営する。

■該当箇所

- ・地震対策編 第2章 第22節 避難収容対策（P2-86）
→住民が主体となった避難所の運営管理について記載

6. 給水対策

○今回の震災経験を踏まえ、給水対策を拡充(水泳プールの耐震化促進、井戸の活用等)

■該当箇所

・地震対策編 第2章 第6節 建築物等の耐震化対策 (P2-14)

→水泳プールの耐震化・浄化機能の整備の推進について記載

地震対策編 第2章 第7節 ライフライン施設等の予防対策 (P2-16)

→上水道施設に関して、発電機や燃料の備蓄について記載

地震対策編 第2章 第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (P2-92)

→定期的な井戸水の水質検査実施について記載

7. 炊き出し

○多くの避難者への炊き出しと、長期的な避難生活に対する対策の拡充

■該当箇所

- ・地震対策編 第3章 第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動（P3-75）
→管理栄養士の配置他について記載

8. 災害時の応急復旧体制の整備

○津波避難等の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

■該当箇所

- ・地震対策編 第2章 第20節 緊急輸送体制の整備 (P2-73)
→ヘリサインの整備、燃料優先協定締結の推進について記載
- ・津波対策編 第2章 第21節 避難対策 (P2-55)
→自動車での避難方策検討他について記載
- ・地震対策編 第2章 第22節 避難収容対策 (P2-84、89)
→福祉避難所の確保、多様な情報伝達手段確保について記載
- ・地震対策編 第2章 第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (P2-91～93)
→食料、飲料水等の備蓄について記載
- ・地震対策編 第2章 第18節 医療救護体制の整備 (P2-65～67)
→災害時医療における物資の確保、情報連絡体制の整備について記載

9. 広域災害への対応の確立

- 広域的な大規模災害発生に備え、近隣市町のみならず、県外の自治体や民間団体、企業と応援協定締結を図る。
- 広域的な大規模災害発生に備え、町外被災地への支援や町外被災者の受け入れを行なう体制の整備を図る。

■該当箇所

- ・地震対策編 第2章 第17節 相互応援体制の整備（P2-60）
→相互応援体制、市町村間の応援協定他について記載
- ・地震対策編 第2章 第12節 ボランティアの受け入れ（P2-43）
→ボランティアの受け入れ体制他について記載

10. 災害時要援護者への対応

- 庁内体制の強化に基づき、平常時から災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有を図る
- 災害時要援護者の避難対策の充実・強化を図るとともに、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等に配慮する。

■該当箇所

- ・地震対策編 第2章 第21節 避難対策（P2-80）
→災害時要援護者の支援体制、在宅者・外国人等への対応について記載
- ・地震対策編 第2章 第22節 避難収容対策（P2-87）
→避難が長期化した場合の対策について記載
- ・地震対策編 第2章 第24節 災害時要援護者・外国人対応（P2-94）
→高齢者、外国人、妊産婦、アレルギー症患者等に対する対応について記載

11. 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

○大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する。

■該当箇所

・津波対策編 第2章 第26節 廃棄物対策（P2-102）

→廃棄物の処理体制（町の役割、事業者の役割）について記載

12. 複合災害の考慮

○一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を行う。

■該当箇所

・地震対策編 第2章 第25節 複合災害対策（P2-99）

→複合災害の応急対策への備え、防災活動等について記載

13. 円滑な復旧・復興

○被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを行う。

■該当箇所

- ・地震対策編 第4章 第5節 都市基盤の復興対策（P4-18、19）
→防災まちづくり(避難路、防災公園等の整備)について記載
- ・地震対策編 第4章 第8節 災害対応の検証（P4-28～30）
→災害対応の検証実施について、体制・手法等について記載

14. 「特別警報」の反映

- 気象庁では、大規模災害の発生が切迫していることを伝えるため、「特別警報」を創設し、平成25年8月30日から運用を開始。

■該当箇所

- ・津波対策編 第2章 第13節 津波監視体制、伝達体制の整備 (P2-35)
- ・地震対策編 第3章 第1節 情報の収集・伝達 (P3-1)
- ・風水害対策編 第3章 第1節 防災気象情報の伝達 (P3-1)

→特別警報に関する記載を追加